

Title	R. Osborne, Demos, The discovery of classical Attika
Sub Title	
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.135- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

R. Osborne;

Demos; The Discovery of Classical Attika.

Pp. XIV + 284. Cambridge University Press,
Cambridge 1985. £ 25.00. ISBN 0 521 26776 5

真下英信

古ギリシアが現出ゆくたる政治組織は、我が國一般に都市國家と訳せねばならぬためか (cf. city-state, Staatsstaat, cité)、古ギリシアの政治、社会、文化を考える時、人は無意識のうちに“都市”に重点を置いてしまうのではなかろうか。確かにアテナイは人口、面積において例外的な規模を誇っていた。だが実は市民の生活に重要な土地は郊外の田園にあり、彼等の多くは郊外に居住しており、社会的にも經濟的にも宗教的にも田園が生活の場であったのである (Thuc. II 14, 16)。

では彼等は田園で如何なる生活をしていたのであらうか。我々は喜劇などから彼等の田園生活の一端を垣間見ることが出来ぬが、その実態を廻く解明する努力は從来余りなれどいない (cf. V. Ehrenberg, *The People of Aristophanes* 2ed. 1951)。かかる実情において著者は民主制を支へる重要な一部構成員としてクレイステネスの改革によって制度化された区 (*dēmos*) の実態を碑文、文献そして考古学的史料等を十二分に利用しながら検討し、市民の田園生活ならびに田園とポリスの中心としての“町”との関連の究明を本書で試みてゐる。田園を総合的に把握するにとどまらず、民主制の実態に迫らうとする手法は、極めて示唆に富むと同時に刺激的である。

しかも、民主制の実態が、表面的な制度の考察に堕するのではなく制度を動かす実態としての市民一人一人の政治への係わりを通じて極めて具体的に考察されており、ポリス市民の生活を従前にもましてより包括的に論じるに成功している。我々はアテナイの民主制を、國家支配のもとに確固とした統制を受け、かつ統一的な制度下にある体制と考えがちであるが、本書を一読してみると民主制は極めて多重的な構造に立脚していることが理解出来、我が国の民主制のあり方、自治の問題を考える時の示唆を得るにふさわしい出来よう。

なお、Cambridge Classical Studies のシリーズの一冊として上梓された本書は、序文によると一九八一年に提出された学位請求論文を増補改訂したものである。内容は、序論 (一章)、本論として第一部 (11章—14章) と第二部 (五章—八章)、そして結論 (九章) の計九章からなる。

まず序論に当たる第一章は、今から丁度半世紀前にアゴラで発見された一碑文から知られる、何人かの税金請負人の保証人になつたが、彼等が納税を怠つたがために保証人としての責任を問われ血口のアペークを没収された人の話から始まる。

保証人と請負人の職業、両者の利害関係、姻戚関係や居住地を巡るとアッティカ全土にわたる網目模様が浮上して来る。彼等は都市部に居住していても田舎に利害関係を持つており、田園と都市は市民にとって截然とは区別し難く、両者が一体となつた世界に生活していたのである。しかも、法的見地から見ると訴訟のあり方に顕著の如く、国家は今日程権力を保持しておらず、政治的に見ても理念のみが現実でも基本的に市民は支配者と被支配者に二分されることなく一体となつた政治制度を維持していた。近代国家に一般的な都市と田園の対立はなく、いわばアッティカの住民は全てアテナイ人であったのである。

第二章は古典期アッティカの居住形態を文献資料と考古学的資料の両面から検討する。農業的・社会的・とり分け政治的考察に重要な居住形態に関して、古典期の文献は明確な記述を残していない。古典期での居住形態の変化は、それを暗示するいくつかの史料にもかかわらず認められない。では、市民は如何なる生活をしていたのであろうか。著者は居住の規模、位置、質などに係わる土地の様態を示す語を逐一検討した結果、彼等においては土地と家が概念的に分離していた事実を指摘する。文献によれば、農民は耕地に住み、区全体にわたって散在すると言う散村形態ではなく、区の一か所に居住する聚村を形成していたのである。

他方、考古学的成果からは散村形態も推測されるが、これとても例外的である。アルゴスやボイオティアなどの地方ではこの形態は希ではなかつたが、アッティカでは基本的に区は一村か

らなる聚村が営まれていた。この理由としてしばしば言われている水利説、地質説などの地理的要因決定論は正しくない。むしろ、社会的政治的要素が主因であると著者は考える。

ところで、区の人口は如何程であったのだろうか。著者は評議会議員と仲裁係の定員と産業社会以前の人口構成を手掛りに算定する。それによると、アッティカの成年男子の人口は三万三千人、区の総人口は少ないもので百三十人、多いもので千五百人である。また、区により貧富の差があるが、鉱山と神殿のある地区は貧しい。

農業を基本とする社会にあっては社会的諸関係と居住形態は、土地の所有と利用の形態に依存するとの観点から古典期の土地所有の形態の解説を試みたのが第三章である。文献ならびにポーレータイ碑文、土地賃貸碑文等の諸碑文は富裕者たる社会の上流階層の土地所有状態を伝えている。彼等は、時には自己の区から離れた地に土地を所有することもあるが、基本的に自己の区またはその近くに散在する比較的限定された地域に多くの小農地を所有していた。しかも、自己の区にあり実際に耕作する土地の經營にもっぱら関心を持っていた。そして、彼らの多くはアテナイの平野に土地を所有し、市部に居住していた。しかし、富裕者が自己の区外、とり分け市部近郊に抜きん出た広大な土地を所有していたとの事実は認められない。むしろ、大土地所有者と言えども中小農民と決定的に異なつていたわけではない。

ところで、近代国家においても断片的土地所有形態と集合的

居住形態の間には相關関係が認められるが、この点は古典期アーティにも該当する。土地が分散していれば、特定の土地に居住することから得られる経済的な利益はないが、他方、作付の多様化故に気候変動などに起因する収穫の不安定を回避出来る利点があった。すなわち、第二章で論じた聚村形態は社会的要因に基づくものであったが、同時に農業經營上からも理性的な形態であったのである。加えて、土地の分散は単式農法に志向することなく、各区が種々の農産物を少しづつ生産することによって区の独自性の維持に貢献したのである。

しかし、土地所有ならびに居住形態は農業によつてのみ左右されたわけではない。農業が経済の中心であったとは言え、生活の糧を得る手段としては銀山の開発や採石業もあり、これらの生業も居住形態の考察上重要な要因である。この点、第五、六章で論じられるが、その前に区と国家が政治的な面で如何に様々な機能を交叉させていたかを検討する。

第四章は、自治体としての最小単位でもありポリスの政治組織の単位としても重要な役割を果たしていた区の政治を通して、古代民主制の解説を試みており、本書の核心部分と言える所である。

民主制下のアーティにおいて、市民は政務に熟達しており政策の審議と決定に積極的に参与していたとの通説には問題がある。アリストテレスも指摘しているが、制度の原理と現実の乖離を見逃してはならない。そもそも全市民が常に民会に出席したわけでもないし、民会すなわち政策の先導者と考えてはな

らない。むしろ、議案の提案者の方が重要な意味を持つていた。彼等の出自を調べてみると、前四世紀でもなお富裕者たる少数者が占めている。彼等の出身地は都市とその近郊（十五マイル以内）が圧倒的に多い。すなわち、国政で決定的な役割を果たした人々は富裕でありかつ都市の近郊に主に土地を所有する人々であった。彼等は市または近郊に居住しており、民会にも容易に出席出来ると言う地理的条件に恵まれていたのである。因に、政治的意味合いの少ない將軍の選出にはかかる地理的な偏りは余り認められない。

ところで、区政と国政は緊密に関連していた。区民たる」とは市民たることの原点であった。だが、出身を共にする genos や phratria のように閉鎖的ではなく、区民たることは区が小社会であったがために、彼等にとって自明なものであった。前二者が特權的不平等を前提にしていたのに対し、後者は平等原理に立脚していた。

区は自治体として行政、財政、宗教など多面的な機能を果たした。区の民会は法に反しない限り自由に政務を決定出来た。但し、司法権は保持していなかった。しかし、百三十九におよぶ区は、全体が画一的組織の下に運営されていたのではない。例えば、劇場に関しても、所有している区と所有していない区があり正に多種多様の様相が認められる。その他、区は軍隊招集や仲裁役の選出とり分け評議会議員の選出単位として民主制運営上重要な単位であった。

では区の種々の職務を掌握し、区と国家を結合する紳役を果

たした区の行政長官たる区長 (*Gouverneur*) には誰が就任したのであらうか。区政は富裕者の支配する所であり、区長就任は中央政界での活躍の訓練の場であつたとする Haussoullier 説や区政で決定的な役割を果たしたのは富裕者とする Sundwall 説は正しくない。

区長就任者の出自をみる限り、彼等は財産的には中以下であり身分的にも上層階層ではなかつた。区長は職務上中央政府と係わりを持つたが、國務に専念するよりもむしろ区の利害に関心を持つていた。これに対して、区に上位する国政は富裕者の活動舞台であった。彼等は、区政はより下層の人々の活躍の場と考えていたのである。すなわち、民主制は平等、公平の原理に立脚していたが、現実には社会的経済的地理的諸要因に起因する不平等が存在したのである。しかし、区は行政組織あるいは富裕者の種々の回路を通じて、区民の利益を中央政界に反映させることが出来たのである。約言すれば、市民は富裕者を通して間接的に中央の政治に参与出来たのであり、アーティナイの民主制は原理上直接民主制であつたが、現実は区と言う制度を媒介にしていた代議制的な民主制であつたのである。

ところで、すでに第三章でも述べた様に、土地の利用形態は農業のみならず採石や銀山開発などもあつた。前者は第五章で、後者は第六章で扱われる。まず、第五章では採石に関する資料、石材の種類や产地を考察した後に、その利用形態や経済的意義が論じられる。

建造物に利用された石材の産出地の確定は従来考えられてい

た以上に難しい。ペリクレス時代の建築にはほとんどベンテリコンの大理石が用いられている。石材の運搬にあたり海上ルートが用いられたり（例えばエギナの石材の利用）、装飾等特別の目的にあてられた特殊な石を除いては原則として消費地に近い産地の石が消費された。

石切場が賃貸された例もあるが、かかる形態は一般的ではなかつた。採石場の所有権については不明な所が多い。また、採石場が公的に賃貸されていたとしても、この事実はかならずしも石資源を公的な権力が保有していたことを意味しない。

採石業は定職たりえなかつた。石材の需要も一定せず、採石業は副業的な存在でしかなかつたからである。従つて、熟練工も存在せず採石にあたつてはその近隣の労働力が時に応じて傭われたのみであり、採石業は地方的な存在にすぎず技術的にも發展の余地はなかつた。しかし、採石業のかかる地方的性格は、地方住民の一体感を強めると同時に経済的にもプラスとなりかつ地方の地位を高めもした。

これに対して、第六章の主題である銀山開発には個人のみならず国家も大いに関心を示した領域であつた。銀山開発に関する諸問題は、我が国でも伊藤貞夫によつて精力的に研究がなされている分野である（『古典古代のポリス社会』一九八一年、岩波書店、六八一一七八頁）。本章では、銀山開発に從事した人々の活動を考察しながら当時のアーティナイの社会的経済的侧面の解明が試みられている。

鉱山採掘権の賃貸契約を記した碑文に記載されている表土の

土地所有者の記述様式を一見すると、鉱区の土地が細分されたいたかの如き印象を受けるが、事実はそうではなく大小様々な土地所有者が併存したのである。しかも、所有地は地方に散在しており個人が特定地域を独占した傾向は認められない。

鉱区に土地を所有し、鉱山採掘権を賃借していた人々の多くは自己の土地あるいはその近隣の鉱山採掘権を賃借している。

ニキアスを始めとして鉱山から莫大な利益を得ていた人々は、一般に鉱区に土地を所有しており、クセノポンの伝えるような鉱山奴隸の賃貸によってのみ収入を得た人々ではない。鉱山採掘権を賃借した人は比較的鉱区に近いかもしくは交通の便が良く容易に鉱区に行ける人々が多くたが、中には遠隔地の人人が賃借している例もある。とり分け、鉱区に土地を所有せず採掘権のみを賃借している人には鉱区から離れた人が認められる。

鉱山開発は、もともと開発に強い関心を持つていた富裕者の富を一層増大させた。そして、採石業が地方の統合を強化したのに対し、鉱山業はむしろ破壊作用を及ぼし、市民の財産観、居住形態等の変化など社会的変動をもたらした。

第七章は区における隣人および親戚関係の役割を論じる。親戚関係の成立契機としては養子と婚姻の二つがあるが、前者では地縁より血縁が重視される。他方、後者にあつては配偶者が自己の区と同一の場合と他区の場合があるが、いずれの形態がより一般的であつたか定かでない。有力者は自己と同一区内に配偶者を求めるに固執しなかつた傾向が認められる。なお、婚姻は新規の姻戚関係を作る一方、時には既存のそれを強

化する機能をも保持していた。

ところで、人はその社会において血縁と近隣関係を通じて種々の政治的経済的社會的な係わりを持つ。社会的にみると、血縁関係は出生、結婚、死等の儀礼によつて地域社会における人間のアイデンティティーを確立していく基本的な要素であった。

経済的には、アテーナイ社会の根幹は農業であった。しかも、小農民と大農民および都市と田園は截然と分離され得るものではなかつた。従来、農業労働力としての奴隸の役割は不当に高く評価されて來たきらいがある。農業では、奴隸よりも親戚や近隣の人々の相互扶助的な労働力が大きな比重を占めていたと思われる。親戚関係のみでは不十分な面は近隣が補つていたのである。この点、評者はかつての日本の農作業を想起し、興味を覚えた見解である。

政治的にみると、国政レベルで活躍する人々にとつて、区民は自己の政治活動や訴訟事件で援助してくれる重要な支持者であつた。すなわち、親戚関係、近隣関係は社会において別々の機能を果たしながらも相互に補足し合いながら社会全体を統一していく役割を持っていたのである。

第八章では宗教の諸機能が、その多義性に焦点を合わせて検討される。まず、アテーナイの市でも地方でも崇拜されていたアルテミス・プラウロニアの性格を神話、考古学的資料そして儀礼そのものと幾多の資料をもとに詳細に考察する。テスマボリア祭が結婚後の女性の諸問題に係わるのに対し、本儀礼は

青春期のそれに係わる。ブラウロンへの行列には大パンアテナイア祭の行列の如き政治性は認められない。この祭典は年令、性において政治から隔離されていた女性の儀礼であり、二次的な係わりがあったとしても本来国家あるいは区の政治とは別個の存在であった。ブラウロンが市より離れたアッティカ東部に位置していた事実は当時の社会での女性の地位を象徴する。

他方、エレウシスの秘儀にはアテーナイの男女のみならずギリシア語を話す人であれば奴隸を含めて非市民も参加出来た。この儀礼は地域とか市民権の有無には関係なく、むしろ共通の宗教体験そのものに基盤を持っていた。確かに各地に本秘儀にまつわる神殿があり、政治的な係わりは否定出来ないが、基本的には当時の既存のあらゆる組織とは別の所に立脚していたのである。従つて、ペイシストラトスや国家アテーナイの密儀への介入をエレウシス密儀の発展という視点から考えてはならない。V. Ehrenberg や M.P. Nilsson に代表される宗教と政治の関係を重視していへ見解と真に向から対立する著者の結論は今後議論を呼ぶことになる。

ところで、国家も区も共に儀礼を挙行する主体者たり得たのであるが、ここに政治的団体が宗教的教団として行動出来る特質が示されている。この点、大パンアテナイア祭は恰好の例である。しかし、区の挙行した儀礼は時には国家のそれと係わりながらも本質的には区独自の性質を保持しており、区民のアイデンティティー確立にとって重要な機能を果たしたのである。すなわち、国家が政治的目的のために宗教を支配するのではな

く、宗教は正しくそれ自体によって政治的支配の及ばぬ領域を通して地方と中央を結合したのである。

第九章は結論部分である。地方自治の単位である区が政治的なまた時には宗教的な絆を通して如何に国家と言う全体を形成していたか、これまでの論点を簡潔に要約している。居住形態、貧富の差の程度、田園生活、地理的要因、姻戚関係、田園と都市の関係そして宗教と様々の要素が織りなす網目模様について区が地方と都市を統合し、民主制を作り上げたのであるが、評者の思うに、かかる民主制の実態と評価は、単純かつ一面的な価値基準しか持たぬ日本人には理解しにくいのではないか。

最後に、読後の感想としてわらひを述べておきたい。

まず第一に、本書は文化人類学、社会学、宗教学などの諸研究の成果を広く取り入れている。我々もこうした広い視野に立つて研究する態度を学ぶ必要がある。第二に、従来アリストテレスの作品とされて来た『アテネ人の国制』は、最近 Rhodes によってその信憑性が疑われたが、本書の著者も記述に少し乱れが認められる（例えば、p. 76, 161 の [Aristotle], [Arist] に対して p. 116 では Aristotle's となつてゐる）が、基本的には Rhodes 説に立つてゐる様であり、少なくとも英國では彼の見解が定着したかとの印象を受けた。第三に、ゆく Haussoullier の研究（1883）がその後の碑文の研究成果によつて古くなつたとするならば、本書の結論もまた今後の碑文研究によつて逐一検証されていく必要があろう。第四に、本書は家における儀礼

ソクラテス及びアリストテレスの「政治学」(Politica I. 2 1252 b 10 ff.) 社会の最小単位である家の宗教と
凶き団体のやぶるの様々な問題は今後の課題として残された
ものであつた。しかし、社会的側面に重点を置いたのが凶の解説
が盛られた本書だ。凶の主題を程度史的と研究した D. White-
head の論 (The Demes of Attica, 508/7—ca. 250 B.C.,
Princeton 1986) も凶の実態をやめた圓殿詔など幾つか

(夫婦離婚 p. 8 l. 36 divorced → divorced; p. 18 l. 21
 $\delta\delta\omega\rho \rightarrow \delta\delta\omega\rho$; p. 117 l. 31 where → were; p. 255 l. 16
19.189-312 → 26.1-22)

(86. X. 16)